

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information インフォメーション

お知らせ



こやかおおはる

申込開始 7月1日(水)午前8時30分

申込場所 保健センター健康館

すこやかおおはる

国民健康保険特定健診・後期高齢者医療健診が始まりました

とき 8月29日(土)～9月6日

問合せ先 役場 保険医療課
内線170

ところ 名古屋公衆医学研究所
(名古屋市中村区)

申込開始 7月30日(木)午前8時30分

申込場所 役場 3階第3会議室

※申し込みには1万3千円(予定)が必要です。

●個別健診

とき 6月1日(月)～9月30日(水)

ところ 安藤医院・こうのう内科・

中川医院・中原クリニック・はら医院・みきクリニック・みづのホームクリニックほか

※集団健診・人間ドック・個別健診のいずれか一つのみ受診可能です。

※人間ドックは30歳代の方も受診可能です。※人間ドックは30歳代の方も受診可能です。

日本人の生活習慣の変化や高齢者の増加等により、近年、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群が増加しており、生活習慣病を原因とする死亡は、全体の約3分の1にも上ると推計されています。

生活習慣病は、一人ひとりが、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防可能です。

生活習慣病予防のための特定健診・保健指導を積極的に受診し、健康づくりに活用しましょう。

●集団健診(予定)
とき 7月22日(水)・23日(木)
ところ 保健センター健康館すくやかおおはる

※詳細は、該当者宛ての通知をご覧ください。

※国民健康保険・後期高齢者保険以外に入加入している方は、各医療保険者にお問合せください。

**戦没者等のご遺族の皆さまへ
第10回特別弔慰金が支給されます**

戦後70年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となつた戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一

2015(平成27)年6月号 広報おおはる 8

人に支給。

- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

- ②戦没者等の子
③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番に入れ替わります。

- ④①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 平成27年4月1日～30年3月31日

※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

請求窓口 役場 民生課

内線165・168

問合せ先 県 地域福祉課 恩給援護グループ

☎(954)6264

総務省恩給相談室
☎03(5273)1400

ト設置完了後、平成28年3月末日までに書類を添えて申請してください。

※申請書は総務課窓口で配布、または町ホームページからダウロードできます。

防犯対策センサーライト 補助金

申込・問合せ先 役場 総務課
内線151

安全に安心して暮らせるまちづくりを目的に、防犯対策として、住宅にセンサーライトを購入設置した方に対し、本年度も引き続き補助金を交付します。

対象

町内に住所を有する方

(住民基本台帳に記載)で、平成27年4月1日から28年3月31日までにセンサーライトを購入設置した方

※補助の対象は1世帯につき1基を限度とし、昨年度以前に補助を受けた世帯は対象となりません。

3月まで行政相談委員を勤め

られた吉田ヒサ子氏(馬島)の長

年の功績に対し、総務大臣から感謝状が贈られました。

行政相談委員は、皆さんのお相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問合せなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を行っています。

**元行政相談委員
吉田ヒサ子氏が
総務大臣感謝状受賞**



●左から村上町長、吉田ヒサ子氏
畠佐総務管理官

介護支援専門員 (ケアマネジャー)試験

第18回愛知県介護支援専門員実務研修受講試験が実施されます。

次の①および②に該

①保健・医療・福祉の各分野で合計5年以上(一部の対象者は10年以上)の実務経験がある方

②①の業務に従事している勤務地が愛知県にある方、もしくは、現在①の業務に従事しておらず、かつ、住所地が愛知県にある方

吉田氏は平成元年から26年間にわたり、町民と行政のパイプ役として行政相談業務にご尽力されました。本当にありがとうございました。

吉田氏は平成元年から26年間にわたり、町民と行政のパイプ役として行政相談業務にご尽力されました。本当にありがとうございました。

いました。

お知らせ

募

集

お
願
い

相

談

ス
ポ
ー
ツ

催

し

講座・教室

雇用期間 7月21日(火)～8月31日(月)

時間 午前7時30分から午後6時までのうちの7時間以内 ※日曜を除く

勤務内容

児童クラブにおける児童の指導監督、家人への安全な引渡し等

選考方法

書類および面接

提出書類

履歴書、有資格者は資格証の写し(保育士免許または、教員免許)

提出期限 6月19日(金)

勤務地

左記児童クラブのいづれか

- ・東部(大治会館前)
- ・西部(西小学校西北側)
- ・南部(総合福祉センター3階)
- ・八ツ屋(八ツ屋防災コミュニティセンタービル)

賃金 時給840～1000円
(有資格者優遇)

*別途通勤手当支給の場合あり
提出・問合せ先 社会福祉協議会
☎(441)1781

5・6月は「会員入会強調月間」

社会福祉協議会会員

お願い



いるとの苦情が多く寄せられています。

ふんなどを適正に処理し、他人に迷惑を掛けないように努めることは飼い主の責任です。

散歩中の排せつについては、あらかじめビニール袋や市販の専用袋などを用意しておき、袋に入れて必ず持ち帰りましょう。持ち帰ったふんは、可燃ゴミとして出すなど適正に処理しましょう。

問合せ先 役場産業環境課
内線137

空き地等の管理をお願いします

空き地等の雑草が繁茂する季節が近づきました。

空き地等の雑草をそのままにしておくと、害虫の発生源となったり、ごみを不法投棄される場所になりますので、ぜひご入会ください。

そこで、さまざまな活動を展開していくため、活動にご理解、ご協力いただける方を募集していますので、ぜひご入会ください。

年会費(一回)

- ・個人会員 1000円
- ・法人会員 10000円
- ・本会窓口または役場民生課窓口でお申し込みください。
- ・町内の金融機関からも、お振り込みいただけます。

問合せ先 役場産業環境課
内線137・159

相談



無料法律相談

弁護士による無料法律相談を行います。相談時間は一組25分程度で受付順とします。

なお、相談は事前に予約が必要です。プライバシーは厳守しますのでお気軽にお申し込みください。

犬のふんの適正処理について

無責任な飼い主によつて個人の家の前や歩道などに犬のふんが放置され、悪臭、汚れで困つて

とき 6月23日(火)午後2時
4時

ところ 総合福祉センター 1階
相談室

定員 4組(要予約)
申込・問合せ先 社会福祉協議会
☎ (442)0990

※心配ごと相談も、毎月第1・3火曜、午後2時から4時に開設しています。あわせてご利用ください。

心配ごと直通電話
☎ (442)7793

行政相談

総務省では、国や特殊法人などの仕事について、国民の皆さんから直接、苦情や意見・要望をお聞きして、その解決を図るとともに、行政運営の改善に反映させるため、各市町村に1名以上の「行政相談委員」を配置して「行政相談」を行っています。

保険・年金・国税、登記、消費者保護、国の行政機関等の窓口サービスなどについて、苦情や意見・要望ある人は分からぬことがあります。

消費生活相談

〒490-1113
堀之内字郷中338
☎ (444)4871



●安井 兼光 氏

とき 6月17日(水)午後1時30分～4時30分(受付終了 午後4時)

ところ 役場2階旧保健センター

※毎月第3水曜に開催していますが、変更となる場合もあります。



行政相談委員 5月より2人目の行政相談委員として安井兼光氏が新たに委嘱されました。

ありましたら、行政相談委員や名古屋総合行政相談所または総務省中部管区行政評価局にお気軽にご相談ください。

相談は来訪、電話、文書、インターネットいずれの方法でも結構です。

町では、そのような被害を未然に防ぐため、月に1回専門の相談員を配置し、問題解決のために助言などをを行う消費生活相談窓口を開設しています。少しでも不安に感じたら、一人で悩まずに窓口をご利用ください。早めの相談が被害拡大を防ぎます。

なお、相談は先着順となりますので、お待ちいただくことがあります。

卓球教室

とき 7月18・25日 8月1・8・22日(全土曜)午後1時30分～4時

ところ スポーツセンター
対象 町内在住・在勤で小学5年生以上の方
参加費(傷害保険料を含む) 一人400円

※教室開催中の傷害については応急手当をしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

指導内容

卓球の基本動作
指導員 卓球クラブ員
持ち物 体育館シューズ、ラケット※ラケットのない方は、お貸し

相談料 無料
申込・問合せ先 役場 産業環境
課 内線160

スポーツ



とき 6月11日(木)～7月5日
(日)午前9時～午後6時(7月
は午前9時～午後7時)
ところ 津島市立図書館
展示教科書 海部地区内の小中

海部地区教科書展示会

催し



申込期間 6月15日(月)～7月
10日(金)
申込・問合せ先 スポーツセン
ター ☎ (443)7077

学校で現在使用されている教科書
問合せ先 県教育委員会 義務
教育課 ☎ (954)6790

※参加人数により閉講する場合
があります。
会ボランティアセンター
☎ (442)0990

手話講座

講座・教室



聴覚障害者の生活および関連
する福祉制度について理解と認
識を深めることも、手話で簡単
な日常会話ができるよう学んで
みませんか。

とき 8月7日～平成28年1月
15日の毎週金曜午後7時～9時
(全20回)

※9月18日 11月6日 12月25日
1月1日を除く
※予備日 1月22・29日

ところ 総合福祉センター 1階
対象 大治町・あま市に在住・在
勤で満15歳以上の方

身に付けよう応急手当 上級救命講習

とき 6月28日(日)午前8時30
分～午後5時15分

ところ 海部東部消防組合消防
本部 講堂

内容 成人に対するAEDを用
いた心肺蘇生法、小児・乳児・新
生児に対する心肺蘇生法、大出
血時の止血法、傷病者管理法、外



定員 20名
参加費 500円

傷の手当、搬送法
定員 15名
費用 無料

受付期間 6月8日(月)～21日
(日)
申込場所 海部東部消防組合消
防本部消防署・北分署・南分署
申込方法 普及講習受講申請書
で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署
で配布、または海部東部消防
本部ホームページからダウン
ロードできます。
※メール・電話・ファックスでの申
し込みはできません。

問合せ先 海部東部消防組合消
防本部消防課
☎ (442)1605
http://wwwamatobu-119.jp